

事務連絡  
平成15年4月9日

各都道府県・政令指定都市

住民基本台帳ネットワークシステム担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

横浜市の住基ネットへの参加にあたっての措置について

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の運営については、常日ごろから御尽力を賜り、まことにありがとうございます。

さて、横浜市の要請を受けて、先般より、横浜市の住基ネットへの参加に向けて、神奈川県、横浜市及び指定情報処理機関と協議を行ってきたところでありますが、本日、別紙のとおり合意しましたので、参考までに送付いたします。

また、今回の合意は、横浜市が速やかに住基ネットに全員参加することを前提に、その具体的な手順について取り決めを行ったものであり、市町村長が本人確認情報を都道府県知事に通知するか否かを住民の選択に委ねる「選択制」をとるものではありません。

なお、本人確認情報の通知を住民の選択制とすることについて（平成14年8月7日付け総行市第156号総務省自治行政局市町村課長通知）において通知したとおり、次の理由により、住基ネットにおいて「選択制」は認められませんので、念のため申し添えます。

- ① 市町村長が作成する住民基本台帳は、居住関係を公証する制度として、また、各種行政の基礎となる制度として、住民の意向にかかわらず、全ての住民を記載することとしており、その上に構築される住基ネットも全ての住民の本人確認情報が記録されていることが前提となっていること
- ② 住基ネットにおいて、選択制をとる場合には、本人確認できるものとできないものが混在することとなり、住基ネットで本人確認ができない住民について不利益が生じるおそれがあるほか、市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務処理や、国の機関等への本人確認情報の提供等において総合的な効率性が阻害され、全国ネットワークとして機能しなくなること
- ③ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の5の規定において、市町村長は住民票の記載等を行った場合には、全住民の本人確認情報を電気通信回線により都道府県知事に通知するものとされており、住民の選択制を認めていないこと  
おって、各都道府県内の市町村に対しても、この旨御連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 横浜市の住基ネットへの参加にあたっての措置について

### 1 趣 旨

横浜市については、現在、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）に接続しておらず、更新データの送信等を行っていないが、今後の全員参加に向けて、制度を所管する国、データ通信に関して実務的な調整が必要な県、システムの開発者である（財）地方自治情報センター及び横浜市の間で、次のことを合意する。

### 2 今回の措置の概要

(1) 全国サーバ及び県サーバには準備行為で蓄積された平成14年8月2日時点の横浜市民に係る本人確認情報が保存されている。

一方、現在、横浜市のデータは、横浜市に県への「非通知申出」をしなかった者（以下「通知希望者」という。）と「非通知申出」をした者（以下「非通知希望者」という。）が分かるよう個別に管理されている。

横浜市民全員の更新データの送信が完了するまでの間は、データ全体の真正性が担保できないため、横浜市民の本人確認情報は利用及び提供をすることができない。

(2) そこで、全員参加に到るまでの段階的な対応として、横浜市は、市民の更新データ及び更新されていない旨のデータ（以下「更新データ等」という。）を送ることとする。

(3) 「更新データ等」の送信は、平成15年4月10日から開始し、平成15年5月31日を目途として送信を完了するものとする。「通知希望者」については、県及び（財）地方自治情報センターにおけるテスト及び住民への周知期間等を勘案し、平成15年6月9日を目途として、利用及び提供が可能となることを目指す。

(4) 「更新データ等」の送信は、既存システムに影響を与えない方法で行い、それに係る経費は横浜市の負担とする。

(5) 横浜市は、住基ネットの本格的な稼働を踏まえて、住基ネットの安全性を総合的に確認し、速やかに市民全員の本人確認情報の更新データの送信を完了する。